

金沢区総合庁舎における売店運営業者選考委員会設置要綱

制定 平成 21 年 12 月 25 日 金総第 1739 号 区長決裁

(趣旨)

第 1 条 金沢区総合庁舎における売店の運営者を公募するにあたり、その運営業者を選考するため、金沢区総合庁舎における売店運営業者選考委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、金沢区副区長をもって充てる。

3 委員は、金沢区総務部総務課長、金沢区総務部区政推進課長、金沢区福祉保健センター福祉保健課長、金沢区福祉保健センター高齢・障害支援課長及び金沢区総務部総務課予算調整係長をもって充てる。

(委員会の役割)

第 3 条 委員会は、金沢区総合庁舎における売店運営業者の選考に関することを決定する。

(事務局)

第 4 条 委員会に関する事務は、金沢区総務部総務課において処理する。

(その他)

第 5 条 委員会の運営等に必要事項は、委員長が定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 22 年 1 月 5 日から施行する。